

熱供給事業者の基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の算定に  
用いることができる国内及び海外認証排出削減量等について

熱供給事業者の基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等は、以下のうち、適切なものを選択することとする。

○国内認証排出削減量

- ① 平成 20 年 10 月 21 日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）
- ② オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省が運営するものが、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
- ③ J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成 25 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
- ④ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（再生可能エネルギー源を活用するものに限る。）により削減された二酸化炭素の量の算定方法等について十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省及び経済産業省が運営するものが、削減された二酸化炭素の量について、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた二酸化炭素の量

なお、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされ

た二酸化炭素の量、J-クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量及び非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量の合計は、熱の製造に使用した、他の者から供給された電気の使用に伴う調整後二酸化炭素排出量を上限とする。

- ⑤ その他、報告命令第1条第5号に規定する国内認証排出削減量のうち、温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会において、別途検討し、定めるもの。

#### ○海外認証排出削減量

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）による改正後の温対法第2条第9項に規定する国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを含む。）

#### ○非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量

熱供給事業者が取得した非化石証書の量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率<sup>注</sup>を乗じて得られる二酸化炭素の量。なお、非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量については、熱の製造に使用した、電気事業者から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を上限とする。

また、熱供給事業者が当該年度の基礎及び調整後二酸化炭素排出量の算定に利用できる非化石証書は、当該年（前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月）に発電されたFIT電気及び非FIT非化石電気に係る非化石証書とする。

注）補正率は、FIT電気（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電された再生可能エネルギー電気（再エネ特措法第15条の3第1項の規定により決定した交付金の額の算定の基礎となるものに限る。）をいう。以下同じ。）の場合は、当該年度に発電されたFIT電気の総量を当該年（前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月まで）に発電されたFIT電気に係る非化石証書の総発行量で除したものの。非FIT非化石電気の場合は、当該年度に発電された非FIT非化石電気の総量を当該年に発電された非FIT非化石電気に係る非化石証書の総発行量で除したものの。